

産業廃棄物処理業実績報告書記入要領

～処分業の方～

1 提出の必要な方

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間で京都府の(特別管理)産業廃棄物処分業の許可をもっておられたすべての方に、この産業廃棄物処理業実績報告書を提出していただくことにしています。期間の途中で(特別管理)産業廃棄物処分業を廃止された場合や処理実績が無い場合でも提出が必要です。

また、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業両方の許可をお持ちの方は、別々に作成して提出してください。

2 報告の内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの処分実績

3 提出期限

令和5年6月30日(金)

4 提出先・提出部数

管轄保健所に1部(控えが必要な場合は2部)を提出してください。

5 報告書様式の種類

様式は表紙にあたるA票と、処理実績を続けて記入するB票と施設毎の処理量を記入するC票があります。用紙が足りない場合には、B票及びC票をコピーして使用してください。

6 電子データでの提出について

報告書については、電子データで提出する場合、下記の方法で提出してください。

保健所へ提出する場合(持参又は郵送)

- A票 表紙に電子データで提出する旨を記入
 - B票 } 電子媒体(DVD-R又はCD-R)に記録
 - C票 }
- ※ A票のみ、電子媒体での提出はできません。

電子報告を利用する場合(Web上から報告)

「支援ツール」から出力したテキストファイルを「京都府・市町村共同電子申請システム」を通じて、提出してください(報告者IDが必要となります)
※ 詳しくは、別紙の案内をご確認ください。

※ 様式等については、京都府ホームページからもダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/jisseki.html>)

7 様式の記入要領

共通事項 処分実績がない場合でも記入してください。

(1) 報告者の概要に関すること。

① 報告書の「氏名」

許可証に記載されている氏名を記入してください。※押印は廃止になりました。

② 「許可の種類」、「許可の年月日」及び「許可番号」

該当するものを選択し、許可証に記載されている年月日及び許可番号を記入してください。

③ 「住所コード」

住所区分表(P.8~9)から該当するコード番号(5桁)を記入してください。

④ 「資本金」及び「全役員数」及び「全従業員数」

法人のみ、資本金の額(百万円単位)と全役員数を記入してください。全従業員については、法人だけでなく、個人の場合も記入してください。

(2) 選択項目の記載方法

該当する項目に○を付けるか、該当しない項目を消す等してください。

(記入例1)

20
単位: ① トン
2 m ³

(記入例2)

20
単位:
2 m ³

(記入例3)

20
単位: 1 トン
2 m ³

(3) 「通し番号」

処理実績が1枚で書ききれず、複数枚になる場合、A票、B票(×数枚)、C票(×数枚)の順番に1, 2, 3...の数字を記入してください。

処分実績の記入 処分実績がない場合は、実績なしと記入してください。

(4) 処分実績に関すること

- ① 処分実績の記入については、産業廃棄物の種類、委託者、報告者が処分を委託した者（処分先）が異なるものは、それぞれ区分して記入してください。

例えば、産業廃棄物の種類や委託者が同じでも、処分先が複数ある場合は区分して記入してください。
この場合、記入欄を2段以上使用し、2段目以降の「産業廃棄物の種類」、「委託者」欄は同上との記入で結構です。

- ② 「産業廃棄物の種類又は特別管理産業廃棄物の種類」

産業廃棄物分類表（P.5～7）から該当するものを記入し、コード番号（4桁）も併せて記入してください（例：廃プラスチック類、0600）。

- ③ 「委託者」

ア 「氏名又は名称」

処分を委託した排出事業者又は処分業者の氏名又は名称（法人の場合）を記入し、排出事業者の場合は「1」を、処分業者の場合は「2」を選択してください。

イ 「業種」

排出事業者の場合は業種コード表（P.10）から該当するものを記入し、コード番号（2桁）も併せて記入してください（例：化学工業、16）。また、処分業者の場合、許可番号を記入し、コード番号のところは空欄にしておいてください。

ウ 「住所」

工場、建設現場等の産業廃棄物の発生場所を都道府県名（政令市*又は京都府下市区町村であれば市区町村名）で記入し、住所区分表（P.8～9）から該当するコード番号（5桁）も併せて記入してください（例：滋賀県大津市、25201）。

* 政令市とは、政令指定都市と中核市を言います（以下、同様）。

エ 「受託量」

小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入してください。なお、0.1未満の場合は0.1としてください。また、単位がトンの場合は「1」を、m³の場合は「2」を選択してください。

- ④ 「報告者の処分」

ア 「処分場所」

産業廃棄物を実際に処分した場所を市町村名で記入し、住所区分表（P.9）から該当するコード番号（5桁）も併せて記入してください（例：京都府宇治市、26204）。

イ 「処分方法」

中間処理、最終処分、再生利用のコード表（P.4）から該当するものを記入し、コード番号（3桁）も併せて記入してください（例：破碎、207）。

ウ 「処分後の産業廃棄物の種類」

産業廃棄物分類表（P.5～7）から該当するものを記入し、コード番号（4桁）も併せて記入してください（例：燃え殻、0100）。

エ 「処分後の量」

小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入してください。なお、0.1未満の場合は0.1としてください。また、単位がトンの場合は「1」を、m³の場合は「2」を選択してください。

- ⑤ 「報告者が処分を委託した者」

ア 「許可番号」及び「氏名又は名称」

処理業者の許可番号、処理業者の氏名又は名称（法人の場合）を記入してください。

イ 「処分場所」

産業廃棄物が実際に処分された場所を都道府県名（政令市又は京都府下市区町村であれば市区町村名）で記入し、住所区分表（P.8～9）から該当するコード番号（5桁）も併せて記入してください（例：京都市上京区、26102）。

ウ 「処分方法」

中間処理、最終処分、再生利用のコード表（P.4）から該当するものを記入し、コード番号（3桁）も併せて記入してください（例：管理型埋立、302）。

エ 「処理残さの処分者」

報告者が処分後の産業廃棄物を他の処分業者に委託した場合には「委」、自ら処分した場合には「自」、売却した場合には「売」と記入してください。

施設の処分実績の記入 処分実績がない場合でも記入してください。

(5) 処理施設の処分実績に関すること

「産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書」(C票)については、処分業に用いているすべての施設(施設設置許可対象外のものも含まれます。)の実績と能力について記入するものです。

① 「許可番号」

処理業の許可番号を右詰めで記入してください。

② 「No」

施設ごとに1から順に番号を記入してください。

③ 「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理施設の種類の種類」

処理施設コード表(P.4)から該当するものを記入し、コード番号(3桁)も併せて記入してください(例: 廃プラ破碎施設、080)。複数種類の施設許可(例: 廃プラ及びびがれきの破碎施設)を受けている施設にあっては、代表してどちらかを記入してください。

④ 「処分した産業廃棄物の種類と年間処分量」

ア 「種類」

産業廃棄物分類表(P.5~7)から該当するものの大分類を記入し、コード番号(4桁)も併せて記入してください(例: 廃プラスチック類、0600)。

イ 「年間処分量」

小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入してください。なお、0.1未満の場合は0.1としてください。また、単位がトンの場合は「1」を、m³の場合は「2」を選択してください。

⑤ 「処分後の産業廃棄物の処分量」

ア 「種類」

産業廃棄物分類表(P.5~7)から該当するものの大分類を記入し、コード番号(4桁)も併せて記入してください(例: 燃え殻、0100)。

イ 「排出量」及び「処分量」

小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入してください。なお、0.1未満の場合は0.1としてください。また、単位がトンの場合は「1」を、m³の場合は「2」を選択してください。

ウ 「処分方法」

中間処理、最終処分、再生利用のコード表(P.4)から該当するものを記入し、コード番号(3桁)も併せて記入してください(例: 破碎、207)。

⑥ 中間処理施設の処理能力

ア 「No」及び「中間処理施設の種類の種類」

施設につけた「No」と種類に合わせて記入してください。

イ 「施行令第7条コード」

許可対象の施設の場合は「1」を、許可対象外の施設の場合には「2」を記入してください。

ウ 「処分能力」

小数点第3位を四捨五入し、第2位まで記入してください。なお、0.1未満の場合は0.1としてください。また、単位がトンの場合は「1」を、m³の場合は「2」を選択してください。

エ 「熱回収機能の有無」

焼却熱やバイオガスを利用して発電等を行っている場合に、「有り」と記入してください。

⑦ 最終処分場の状況

ア 「No」と「最終処分場の種類の種類」

施設につけた「No」と種類に合わせて記入してください。

イ 「施設コード」

最終処分場施設コード(P.4)の該当するコード番号(3桁)を記入してください。

ウ 「処分地面積」と「処分地容積」

小数点以下を四捨五入して、令和5年3月31日現在で記入してください。

中間処理、最終処分、再生利用のコード表

○中間処理コード

コード	中間処理方法	コード	中間処理方法	コード	中間処理方法
201	脱水	208	圧縮	215	滅菌
202	機械乾燥	209	溶融	216	消毒
203	天日乾燥	210	選別	217	煮沸
204	焼却	211	コンクリート固化	299	その他
205	油水分離	212	ばい焼		
206	中和	213	分解		
207	破砕	214	洗浄		

○最終処分コード

コード	最終処分方法
302	安定型埋立
303	管理型埋立
304	遮断型埋立

○再生利用コード

コード	再生利用方法
101	再利用（リユース）
102	素材再生
103	他用途原材料化
104	固形燃料化
105	コンポスト化（堆肥化）
106	その他の再生

処理施設コード表

○中間処理施設コード

コード	中間処理施設の種類の種類	コード	中間処理施設の種類の種類
010	汚泥脱水施設	110	水銀含有汚泥ばい焼施設
020	汚泥機械乾燥施設	111	廃水銀等の硫化施設
030	汚泥天日乾燥施設	120	シアン化合物分解施設
040	汚泥焼却施設	121	石綿の溶融施設
050	油水分離施設	130	廃PCB等焼却施設
060	廃油焼却施設	140	廃PCB等分解施設
070	廃酸・廃アルカリ中和施設	150	PCB汚染物等洗浄施設
080	廃プラ破砕施設	160	上記以外の産業廃棄物焼却施設
090	廃プラ焼却施設	170	木くず及びびがれき類の破砕施設
100	汚泥コンクリート固化施設	900	その他

○最終処分場施設コード

コード	最終処分場の種類
302	安定型
303	管理型
304	遮断型

産業廃棄物分類表

産業廃棄物

廃棄物の種類			コード
大分類	中分類	小分類	
燃え殻	焼却灰	石炭灰	0111
		廃棄物の焼却灰	0112
		廃カーボン・活性炭	0120
		水銀含有ばいじん等	0121
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥	下水汚泥	0211
			0210
	無機性汚泥	建設汚泥（残土を除く）	0221
		上水汚泥	0222
			0220
廃油	一般廃油	鉱物性油	0311
		動植物性油	0312
			0310
	廃溶剤		0320
	固形油		0330
	油でい		0340
廃酸		写真定着廃液	0401
	水銀含有ばいじん等		0402
廃アルカリ		写真現像廃液	0501
	水銀含有ばいじん等		0502
廃プラスチック類		廃タイヤ	0601
		自動車用プラスチックバンパー	0602
		廃農業用ビニール	0603
		プラスチック製廃容器包装	0604
		発泡スチロール	0605
			0600
		石綿含有産業廃棄物	0610
紙くず	建設工事の紙くず		0710
			0700
木くず	建設工事の木くず		0810
			0800
繊維くず（天然繊維くず）	建設工事の繊維くず		0910
			0900
動植物性残さ			1000
動物系固形不要物			4000
ゴムくず（天然ゴムくず）			1100
金属くず	鉄くず		1210
		非鉄金属くず	1220
		鉛製の管又は板	1221
			1200
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物を除く）及び陶磁器くず	カレット		1301
	廃ブラウン管（側面部）		1302
	ガラス製廃容器包装		1303
	ロックウール		1304
	石膏ボード		1305
	A L C（軽量気泡コンクリート）		1306
			1300
	石綿含有産業廃棄物		1311

鉱さい		1400
	スラグ	1401
	水銀含有ばいじん等	1402
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		1500
	コンクリート破片	1501
	アスファルト・コンクリート破片	1502
	石綿含有産業廃棄物	1510
動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）		1600
動物の死体（畜産農業から排出されたもの）		1700
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）		1800
	水銀含有ばいじん等	1801
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		1900

上記以外の産業廃棄物（不可分一体の廃棄物）

廃棄物の種類			コード
大分類	中分類	小分類	
建設混合廃棄物			2000
	安定型建設混合廃棄物		2010
安定型混合廃棄物			2100
管理型混合廃棄物			2200
シュレッダーダスト			2300
水銀使用製品産業廃棄物			2500
	電池類		2510
	照明機器		2520
		HIDランプ	2521
		蛍光灯	2522
	医薬品等		2530
		農薬	2531
		医薬品	2532
	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務づけ製品以外の製品		2540
	水銀回収義務づけ製品（計測器以外）		2550
		スイッチ及びリレー	2551
	水銀回収義務づけ製品（計測器）		2560
		水銀体温計	2561
		水銀式血圧計	2562
水銀含有ばいじん等			2600
廃自動車			3000
廃電気機械器具（水銀使用製品産業廃棄物を除く）			3100
	廃パチンコ機及び廃パチスロ機		3101
	プリント配線板		3102
	テレビジョン受像器		3103
	エアコンディショナー		3104
	冷蔵庫、冷凍庫		3105
	洗濯機、乾燥機		3106
	電子レンジ		3107
	パーソナルコンピューター		3108
	電話機		3109
	自動販売機		3110
	蛍光灯		3111
廃電池類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）			3500
	鉛蓄電池		3510
	乾電池		3520

特別管理産業廃棄物の種類

廃棄物の種類			コード
大分類	中分類	小分類	
燃えやすい廃油			7000
		燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	7010
pH2.0 以下の廃酸			7100
		pH2.0 以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	7110
PH12.5 以上の廃アルカリ			7200
		PH12.5 以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	7210
感染性産業廃棄物			7300
ポリ塩化ビフェニル廃棄物			7410
		廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等	7411
		ポリ塩化ビフェニル汚染物	7412
		ポリ塩化ビフェニル処理物	7413
廃石綿等（飛散性）			7421
指定下水汚泥			7422
銹さい（基準値を超える有害物質を含むもの）			7423
燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）			7424
廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			7425
汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）			7426
廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）			7427
廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）			7428
ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）			7429
処分するために処理したもの（13号廃棄物、基準値を超える有害物質を含むもの）			7430
廃水銀等（処分するために処理したものを含む）			7440

住所区分表〔京都府外〕 ※京都府内市区町村コードは P.9 を参照

コード番号	名称	コード番号	名称	コード番号	名称
01 000	北海道	15 100	新潟市	29 201	奈良市
01 100	札幌市	16 000	富山県	30 000	和歌山県
01 202	函館市	16 201	富山市	30 201	和歌山市
01 204	旭川市	17 000	石川県	31 000	鳥取県
02 000	青森県	17 201	金沢市	31 201	鳥取市
02 201	青森市	18 000	福井県	32 000	島根県
02 203	八戸市	18 201	福井市	32 201	松江市
03 000	岩手県	19 000	山梨県	33 000	岡山県
03 201	盛岡市	19 201	甲府市	33 100	岡山市
04 000	宮城県	20 000	長野県	33 202	倉敷市
04 100	仙台市	20 201	長野市	34 000	広島県
05 000	秋田県	20 202	松本市	34 100	広島市
05 201	秋田市	21 000	岐阜県	34 202	呉市
06 000	山形県	21 201	岐阜市	34 207	福山市
06 201	山形市	22 000	静岡県	35 000	山口県
07 000	福島県	22 100	静岡市	35 201	下関市
07 201	福島市	22 130	浜松市	36 000	徳島県
07 203	郡山市	23 000	愛知県	37 000	香川県
07 204	いわき市	23 100	名古屋市	37 201	高松市
08 000	茨城県	23 201	豊橋市	38 000	愛媛県
08 201	水戸市	23 202	岡崎市	38 201	松山市
09 000	栃木県	23 203	一宮市	39 000	高知県
09 201	宇都宮市	23 211	豊田市	39 201	高知市
10 000	群馬県	24 000	三重県	40 000	福岡県
10 201	前橋市	25 000	滋賀県	40 100	北九州市
10 202	高崎市	25 201	大津市	40 130	福岡市
11 000	埼玉県	27 000	大阪府	40 203	久留米市
11 100	さいたま市	27 100	大阪市	41 000	佐賀県
11 201	川越市	27 140	堺市	42 000	長崎県
11 203	川口市	27 203	豊中市	42 201	長崎市
11 222	越谷市	27 207	高槻市	42 202	佐世保市
12 000	千葉県	27 210	枚方市	43 000	熊本県
12 100	千葉市	27 227	東大阪市	43 101	熊本市
12 204	船橋市	27 212	八尾市	44 000	大分県
12 217	柏市	27 215	寝屋川市	44 201	大分市
13 000	東京都	27 205	吹田市	45 000	宮崎県
13 201	八王子市	28 000	兵庫県	45 201	宮崎市
14 000	神奈川県	28 100	神戸市	46 000	鹿児島県
14 100	横浜市	28 201	姫路市	46 201	鹿児島市
14 130	川崎市	28 202	尼崎市	47 000	沖縄県
14 150	相模原市	28 203	明石市	47 201	那覇市
14 201	横須賀市	28 204	西宮市		
15 000	新潟県	29 000	奈良県		

※ 令和3年度の報告対象：2市増加（松本市、一宮市） 令和4、5年度：増減無し

住所区分表〔京都府内市区町村コード〕

コード番号	名称	コード番号	名称
京都市		乙訓郡	
26 101	北区	26 303	大山崎町
26 102	上京区	久世郡	
26 103	左京区	26 322	久御山町
26 104	中京区	綴喜郡	
26 105	東山区	26 343	井手町
26 106	下京区	26 344	宇治田原町
26 107	南区	相楽郡	
26 108	右京区	26 364	笠置町
26 109	伏見区	26 365	和束町
26 110	山科区	26 366	精華町
26 111	西京区	26 367	南山城村
26 201	福知山市	船井郡	
26 202	舞鶴市	26 407	京丹波町
26 203	綾部市	与謝郡	
26 204	宇治市	26 463	伊根町
26 205	宮津市	26 465	与謝野町
26 206	亀岡市		
26 207	城陽市		
26 208	向日市		
26 209	長岡京市		
26 210	八幡市		
26 211	京田辺市		
26 212	京丹後市		
26 213	南丹市		
26 214	木津川市		

業種コード〔日本産業分類（平成 25 年 10 月改訂）に準じる〕

大分類	中分類	コード
A 農業、林業	農業	01
	林業	02
B 漁業	漁業（水産養殖業を除く）	03
	水産養殖業	04
C 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	05
D 建設業	総合工事業	06
	職別工事業（設備工事業を除く）	07
	設備工事業	08
E 製造業	食料品製造業	09
	飲料・たばこ・飼料製造業	10
	繊維工業	11
	木材・木製品製造業（家具を除く）	12
	家具・装備品製造業	13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14
	印刷・同関連業	15
	化学工業	16
	石油製品・石炭製品製造業	17
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18
	ゴム製品製造業	19
	なめし革・同製品・毛皮製造業	20
	窯業・土石製品製造業	21
	鉄鋼業	22
	非鉄金属製造業	23
	金属製品製造業	24
	はん用機械器具製造業	25
	生産用機械器具製造業	26
	業務用機械器具製造業	27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
電気機械器具製造業	29	
情報通信機械器具製造業	30	
輸送用機械器具製造業	31	
その他の製造業	32	
F 電気・ガス熱供給・水道業	電気業	33
	ガス業	34
	熱供給業	35
	水道業	36
G 情報通信業	通信業	37
	放送業	38
	情報サービス業	39
	インターネット附随サービス業	40
	映像・音声・文字情報制作業	41
H 運輸業、郵便業	鉄道業	42
	道路旅客運送業	43
	道路貨物運送業	44
	水運業	45
	航空運輸業	46
	倉庫業	47
	運輸に附随するサービス業	48
	郵便業（信書便事業を含む）	49

大分類	中分類	コード
I 卸売業、小売業	各種商品卸売業	50
	繊維・衣服等卸売業	51
	飲食料品卸売業	52
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53
	機械器具卸売業	54
	その他の卸売業	55
	各種商品小売業	56
	織物・衣服・身の回り品小売業	57
	飲食料品小売業	58
	機械器具小売業	59
	その他の小売業	60
	無店舗小売業	61
J 金融業、保険業	銀行業	62
	協同組織金融業	63
	貸金業、クレジット業等非預金信用機関	64
	金融商品取引業、商品先物取引業	65
	補助的金融業等	66
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	67
K 不動産業、物品賃借業	不動産取引業	68
	不動産賃貸業・管理業	69
	物品賃貸業	70
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	71
	専門サービス業（他に分類されないもの）	72
	広告業	73
	技術サービス業（他に分類されないもの）	74
M 宿泊業、飲職サービス業	宿泊業	75
	飲食店	76
	持ち帰り・配達飲食サービス業	77
N 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	78
	その他の生活関連サービス業	79
	娯楽業	80
O 教育、学習支援業	学校教育	81
	その他の教育、学習支援業	82
P 医療、福祉	医療業	83
	保健衛生	84
	社会保険・社会福祉・介護事業	85
Q 複合サービス事業	郵便局	86
	協同組合（他に分類されないもの）	87
R サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業	88
	自動車整備業	89
	機械等修理業（別掲を除く）	90
	職業紹介・労働者派遣業	91
	その他の事業サービス業	92
	政治・経済・文化団体	93
	宗教	94
	その他のサービス業	95
	外国公務	96
S 公務（他に分類されるものを除く）	国家公務	97
	地方公務	98
T 分類不能の産業	分類不能の産業	99